

○北海道政策評価委員会運営要領について

改正案	現 行	備考
<p>(趣 旨)</p> <p>第1条 この要領は、北海道政策評価条例（平成14年北海道条例第1号。以下「条例」という。）及び北海道政策評価委員会規則（平成14年北海道規則第17号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、北海道政策評価委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(参与の任期等)</p> <p>第2条 参与の任期は、2年以内とする。ただし、参与が欠けた場合における補欠の参与の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>2 参与は、再任されることができる。</p> <p>(専門委員会の会議)</p> <p>第3条 規則第3条に規定された専門委員会の会議は、委員長が招集する。</p> <p>(委員会の庶務)</p> <p>第4条 委員会の庶務は、北海道総合政策部政策局計画推進課において処理する。ただし、専門委員会の庶務は、それぞれの事務を所掌する課が処理する。</p> <p>(委員長への委任)</p> <p>第5条 この要領に定めるもののほか、専門委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が専門委員会に諮って定める。</p> <p>附 則 この要領は、平成14年4月25日から施行する。</p> <p>附 則 この要領は、平成14年9月20日から施行する。</p> <p>附 則 この要領は、平成15年6月24日から施行する。</p> <p>附 則 この要領は、平成16年4月 1日から施行する。</p> <p>附 則 この要領は、平成17年4月 1日から施行する。</p> <p>附 則 この要領は、平成18年4月 1日から施行する。</p> <p>附 則 この要領は、平成22年5月26日から施行する。</p> <p>附 則 この要領は、平成23年7月15日から施行する。</p> <p>附 則 この要領は、平成 年 月 日から施行する。</p>	<p>(趣 旨)</p> <p>第1条 この要領は、北海道政策評価条例（平成14年北海道条例第1号。以下「条例」という。）及び北海道政策評価委員会規則（平成14年北海道規則第17号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、北海道政策評価委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(参与の任期等)</p> <p>第2条 参与の任期は、2年以内とする。ただし、参与が欠けた場合における補欠の参与の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>2 参与は、再任されることができる。</p> <p>(専門委員会の会議)</p> <p>第3条 規則第3条に規定された専門委員会の会議は、委員長が招集する。</p> <p>(委員会の庶務)</p> <p>第4条 委員会の庶務は、北海道総務部行政改革局行政改革課において処理する。ただし、専門委員会の庶務は、それぞれの事務を所掌する課が処理する。</p> <p>(委員長への委任)</p> <p>第5条 この要領に定めるもののほか、専門委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が専門委員会に諮って定める。</p> <p>附 則 この要領は、平成14年4月25日から施行する。</p> <p>附 則 この要領は、平成14年9月20日から施行する。</p> <p>附 則 この要領は、平成15年6月24日から施行する。</p> <p>附 則 この要領は、平成16年4月 1日から施行する。</p> <p>附 則 この要領は、平成17年4月 1日から施行する。</p> <p>附 則 この要領は、平成18年4月 1日から施行する。</p> <p>附 則 この要領は、平成22年5月26日から施行する。</p> <p>附 則 この要領は、平成23年7月15日から施行する。</p>	<p>政策評価業務の移管に伴う変更</p>